

5. 令和6年度報酬改定における経過措置の終了に伴う体制届出の取扱いについて

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月1日より減算が導入される体制の届出に限り、令和7年4月1日(火)までに提出してください。(3月5日に対象サービス事業所へメールでご案内しております。)

※ 届出がない場合は「減算型」となりますので、ご注意ください。

【業務継続に向けた取組の強化】

未策定の場合、減算

<対象サービス>

訪問介護(総合事業訪問型サービス含む)

(介護予防)訪問入浴介護

(介護予防)訪問看護

(介護予防)訪問リハビリテーション

(介護予防)福祉用具貸与

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※居宅介護支援事業所については、届出は不要ですが、指針の作成など体制の整備をしてください。

<概要>

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施(入所系サービス:年2回以上+採用時、その他のサービス:年1回以上+採用時)、訓練(シミュレーション)の実施(入所系サービス:年2回以上、その他のサービス:年1回以上)等を義務付ける。

また、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定のみ行っている場合も減算となります。

減算とならない場合は、「業務継続計画策定の有無」について、「基準型」の体制届出が必要

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.48 [001213182.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/001213182.pdf)

【身体的拘束等の適正化の推進】

未実施の場合、減算

<対象サービス>

(介護予防)短期入所生活介護

(介護予防)短期入所療養介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

※認知症対応型共同生活介護及び特定入所者生活介護の短期利用型は届出不要です。

<概要>

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催(3月に1回以上)等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

減算とならない場合は、「身体拘束廃止取組の有無」について、「基準型」の体制届出が必要

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.51 [001213182.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf)
([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

○令和7年度義務化される主な事項について

令和7年度から義務化される主な事項は下記のとおりです。4月1日からのご対応をお願いいたします。

【「書面掲示」規制の見直し】

<対象サービス>

全サービス

<概要>

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。

参考 ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について P.149 [001213182.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001213182.pdf) ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))